

保護者様

都立白鷺特別支援学校長
磯部 淳子

学校感染症から回復されたときの「登校届」提出のお願い

お子さんが学校感染症に罹患した場合、学校内での感染拡大を防ぐため、学校保健安全法施行規則により定められている出席停止の期間は登校ができません。出席停止の場合は、欠席の扱いになりません。

登校に際しては、御本人の回復はもちろんのこと、他への感染の恐れがなくなっからの登校となります。他者への感染の恐れがないかどうかについては、必ず医療機関にて診察、御相談ください。登校される際には、「登校届」を保護者が記入の上、学校に御提出ください。

なお、病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。
この用紙は、学校ホームページの「保健室より」からダウンロードできます。
御不明な点については、保健室までお問い合わせください。

連絡先：東京都立白鷺特別支援学校
TEL 03-3652-4151
副校長 濱島 隆幸
養護教諭 高橋 裕美
沼尻 晴子

学校感染症からの回復による登校届

東京都立白鷺特別支援学校長 殿

____年____組 生徒氏名_____

病名	インフルエンザ ・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 風疹 ・ 水痘 ・ 咽頭結膜熱 ・ 結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎 ・ 新型コロナウイルス感染症 その他（ _____ ）
発症日	令和 ____年 ____月 ____日
出席停止期間	令和 ____年 ____月 ____日から ____月 ____日まで < 日間 >
医療機関名	

____年 ____月 ____日

保護者名 _____ 印 _____

がっこうかんせんしょう
★学校感染症について

がっこうかんせんしょうにかかった場合、医師の許可がなければ登校することはできません。下記の、感染症の種類と

出席停止の期間を御確認ください。

学校感染症

種類	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ熱・重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスである者に限る)・痘瘡・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第2種	・インフルエンザ	・「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日を経過」するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで 又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
	・風疹	・発疹が消失するまで
	・水痘	・すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核	・症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
・髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

●「その他の感染症」

感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナなど。かかったときは医師の指示にしたがってください。

★インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則 発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。

発熱 解熱 解熱後 登校可能

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。